

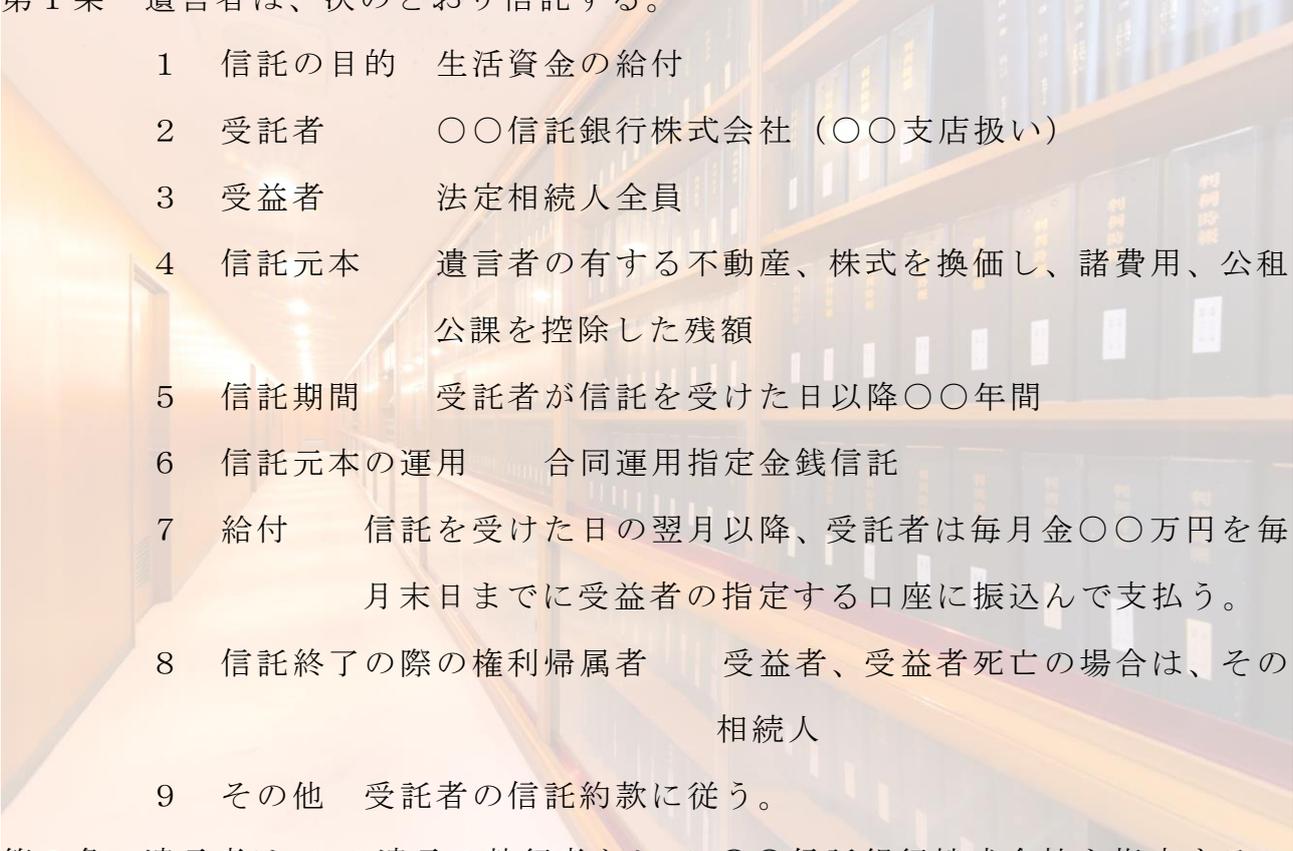
(書式 1 - 4 - 2 6)

信託設定により5年を超えて分割禁止の効果をもたらす遺言書

遺 言 書

遺言者〇〇〇〇は、次のとおり遺言する。

第1条 遺言者は、次のとおり信託する。

- 
- 1 信託の目的 生活資金の給付
  - 2 受託者 〇〇信託銀行株式会社 (〇〇支店扱い)
  - 3 受益者 法定相続人全員
  - 4 信託元本 遺言者の有する不動産、株式を換価し、諸費用、公租公課を控除した残額
  - 5 信託期間 受託者が信託を受けた日以降〇〇年間
  - 6 信託元本の運用 合同運用指定金銭信託
  - 7 給付 信託を受けた日の翌月以降、受託者は毎月金〇〇万円を毎月末日までに受益者の指定する口座に振込んで支払う。
  - 8 信託終了の際の権利帰属者 受益者、受益者死亡の場合は、その相続人
  - 9 その他 受託者の信託約款に従う。

第2条 遺言者は、この遺言の執行者として、〇〇信託銀行株式会社を指定する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇〇番〇〇号

遺言者 〇 〇 〇 〇 印

## 解説

本例は、妻と幼い子のために生活資金の給付を信託するものである。遺言で遺産分割を禁止できる期間は5年までと定められているが（民法908条）、信託を設定することにより実質的に5年を超えて遺産の分割を禁じたのと同様な効果を生じさせることができる。



\* 遺言書の詳細は、<https://ac-souzoku.jp/inheritance/will/> をご覧下さい。

弁護士法人朝日中央綜合法律事務所